

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２ 財務の健全性</p> <p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）（略）</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等（略）</p> <p>Ⅱ－２－３ 収益性（略）</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク（略）</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－１ 意義（略）</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>有価証券の価格等の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、</p> <p>（１）～（６）（略）</p> <p>（７）銀行勘定の金利リスクは、いわゆるコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金）の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。</p> <p>（注１）（略）</p> <p>（注２）マーケット・リスク規制の適用対象取引（告示第８条第２号に規定する特定取引等）に関する内部管理等については、主要行等向けの総合</p>	<p>Ⅱ－２ 財務の健全性</p> <p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）（略）</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等（略）</p> <p>Ⅱ－２－３ 収益性（略）</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク（略）</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－１ 意義（略）</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>有価証券の価格等の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、</p> <p>（１）～（６）（略）</p> <p>（７）銀行勘定の金利リスクは、いわゆるコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金）の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。</p> <p>（注１）（略）</p> <p>（注２）マーケット・リスク規制の適用対象取引（「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>的な監督指針の「Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること（19年3月期より適用）。</p>	<p><u>況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>（以下「告示」という。）第10条第2項第2号に規定する特定取引等）に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること（19年3月期より適用）。</p>
<p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p>
<p>Ⅲ－４－１ 営業拠点等の取扱い （略）</p>	<p>Ⅲ－４－１ 営業拠点等の取扱い （略）</p>
<p>Ⅲ－４－２ 「その他の付随業務」の取扱い （略）</p>	<p>Ⅲ－４－２ 「その他の付随業務」の取扱い （略）</p>
<p>Ⅲ－４－３ 預金等の取扱い （略）</p>	<p>Ⅲ－４－３ 預金等の取扱い （略）</p>
<p>Ⅲ－４－４ 大口信用供与 （略）</p>	<p>Ⅲ－４－４ 大口信用供与 （略）</p>
<p>Ⅲ－４－５ アームズ・レングス・ルール （略）</p>	<p>Ⅲ－４－５ アームズ・レングス・ルール （略）</p>
<p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p>	<p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p>
<p>自己資本比率の計算の正確性等については、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件</u>」（以下「告示」という。）及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとする。</p>	<p>自己資本比率の計算の正確性等については、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとする。</p>
<p>（注１）・（注２） （略）</p>	<p>（注１）・（注２） （略）</p>
<p>Ⅲ－４－６－１ 届出書の記載内容のチェック</p>	<p>Ⅲ－４－６－１ 届出書の記載内容のチェック</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>施行規則第35条第1項第22号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 告示第24条第1項第3号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に<u>配当可能利益</u>がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。 また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか（平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。）。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅲ－４－６－２ 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第25条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合」（以下「意図的な保有」という。）と規定している。</p>	<p>施行規則第35条第1項第22号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 告示第29条第1項第3号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に<u>分配可能額</u>がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。 また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか（平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。）。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅲ－４－６－２ 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第31条第1項第1号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合」（以下「意図的な保有」という。）と規定している。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p>	<p>この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>Ⅲ－４－６－３ 資本の安定性・適格性等のチェック</p>	<p>Ⅲ－４－６－３ 資本の安定性・適格性等のチェック</p>
<p>(1) 告示第23条第2項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第23条第2項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する。）。</p>	<p>(1) 告示第28条第2項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第28条第2項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する。）。</p>
<p>①～④ (略)</p>	<p>①～④ (略)</p>
<p>(2) 告示第24条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p>	<p>(2) 告示第29条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p>
<p>①～③ (略)</p>	<p>①～③ (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>Ⅲ－４－６－４ 自己資本比率算定に際してのチェック (略)</p>	<p>Ⅲ－４－６－４ 自己資本比率算定に際してのチェック (略)</p>
<p>Ⅲ－４－６－５ 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p>	<p>Ⅲ－４－６－５ 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 告示第24条第2項第2号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有</p>	<p>(2) 告示第29条第2項第2号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</p> <p>Ⅲ－４－６－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>（１）連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 告示第25条の2第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約（以下「合弁契約」という。）については、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約当事者に全ての共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。</li> <li>・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合（告示第25条の2第1項第1号に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ－４－６において同じ。）、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。</li> </ul> <p>② 告示第25条の2第1項第2号ロに規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下Ⅲ－４－６において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を与えられているか。</li> </ul>	<p>無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</p> <p>Ⅲ－４－６－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>（１）連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 告示第32条第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約（以下「合弁契約」という。）については、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約当事者に全ての共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。</li> <li>・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合（告示第9条第1項第1号に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ－４－６において同じ。）、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。</li> </ul> <p>② 告示第32条第1項第2号ロに規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下Ⅲ－４－６において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を与えられているか。</li> </ul>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各共同支配会社の合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合弁契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。</li> <li>・合弁契約において定められている保有議決権割合が、当該合弁契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記④の場合を除く。）。</li> <li>・意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。</li> <li>・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資及び各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。</li> <li>・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの事業譲受け等、その設立態様の如何を問わず、合弁契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。</li> <li>・その他合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。</li> </ul> <p>③ 告示第25条の2第1項第1号又は第2号二に規定する、当該銀行が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下Ⅲ－4－6において「過大負担契約等」という。）は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ 告示第25条の2第2項については、連結財務諸表の用語、様式及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各共同支配会社の合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合弁契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。</li> <li>・合弁契約において定められている保有議決権割合が、当該合弁契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記④の場合を除く。）。</li> <li>・意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。</li> <li>・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資及び各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。</li> <li>・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの事業譲受け等、その設立態様の如何を問わず、合弁契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。</li> <li>・その他合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。</li> </ul> <p>③ 告示第32条第1項第1号又は第2号二に規定する、当該銀行が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下Ⅲ－4－6において「過大負担契約等」という。）は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ 告示第32条第2項については、連結財務諸表の用語、様式及び作成</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>作成方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。</p> <p>(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下（2）において同じ。）を控除項目の額（告示第25条第1項及び第26条に規定する控除項目の額をいう。以下（2）において同じ。）に含めず、告示第25条の2第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額。以下（2）において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、投資消去差額の調整、未実現損益の消去、配当金・役員賞与の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率</p>	<p>方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。</p> <p>(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下（2）において同じ。）を控除項目の額（告示第31条第1項及び第33条に規定する控除項目の額をいう。以下（2）において同じ。）に含めず、告示第32条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、<u>連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額、マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の合計額をいう。</u>以下（2）において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、投資消去差額の調整、未実現損益の消去、配当金・役員賞与の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に係る算式における分母の額から次のイ. に掲げる額を控除し、ロ. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>イ. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）</p> <p>ロ. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、<u>告示第26条及び第27条</u>を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 上記②ロ. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、<u>告示別表第1のリスク・ウェイト及び別表第2の掛目に、本来適用すべき割合よりも高い割合として掲げられているもの</u>を用いても差し支えない。</p> <p>⑤ （略）</p>	<p>に係る算式における分母の額から次のイ. に掲げる額を控除し、ロ. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>イ. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）</p> <p>ロ. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、<u>告示第33条から第35条までの規定</u>を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 上記②ロ. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、<u>告示第33条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額</u>を用いても差し支えない。</p> <p>⑤ （略）</p>
<p>V 協同組織金融機関</p>	<p>V 協同組織金融機関</p>
<p>V-1 協同組織金融機関における共通事項 （略）</p>	<p>V-1 協同組織金融機関における共通事項 （略）</p>
<p>（別紙7）</p>	<p>（別紙7）</p>
<p>V-2 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p>	<p>V-2 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p>
<p>信用金庫及び信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）の監督に当たって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p>	<p>信用金庫及び信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）の監督に当たって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p>
<p>V-2-1 監督部局間における連携 （略）</p>	<p>V-2-1 監督部局間における連携 （略）</p>



中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
V-2-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (略)	V-2-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (略)
V-2-3 信用金庫台帳 (略)	V-2-3 信用金庫台帳 (略)
V-2-4 信用金庫の事務所関係 (略)	V-2-4 信用金庫の事務所関係 (略)
V-2-5 財務報告における内部統制 (略)	V-2-5 財務報告における内部統制 (略)
V-2-6 信用金庫等に求められる開示の類型 (略)	V-2-6 信用金庫等に求められる開示の類型 (略)
V-2-7 監督指針の準用	V-2-7 監督指針の準用
V-2-7-1 (略)	V-2-7-1 (略)
V-2-7-2	V-2-7-2
<p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) III-4-6において、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件</u>」とあるのは「<u>信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件</u>」と、「<u>施行規則第35条第1項第22号</u>」とあるのは「<u>信用金庫法施行規則第100条第1項第25号</u>」と読み替える。</p>	<p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) III-4-6において、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」とあるのは「<u>信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」と、「<u>施行規則第35条第1項第</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	22号」とあるのは「信用金庫法施行規則第100条第1項第25号」と読み替える。
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
V-3 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係	V-3 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係
信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の監督に当たって、財務局の事務処理手続については、以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。	信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の監督に当たって、財務局の事務処理手続については、以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。
V-3-1 監督部局間における連携 (略)	V-3-1 監督部局間における連携 (略)
V-3-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (略)	V-3-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (略)
V-3-3 信用協同組合台帳 (略)	V-3-3 信用協同組合台帳 (略)
V-3-4 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点 (略)	V-3-4 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点 (略)
V-3-5 信用協同組合等の事務所 (略)	V-3-5 信用協同組合等の事務所 (略)
V-3-6 財務報告における内部統制 (略)	V-3-6 財務報告における内部統制 (略)
V-3-7 信用協同組合等に求められる開示の類型 (略)	V-3-7 信用協同組合等に求められる開示の類型 (略)
V-3-8 監督指針の準用	V-3-8 監督指針の準用
V-3-8-1 (略)	V-3-8-1 (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V-3-8-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用協同組合」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) III-4-6において、<u>「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」と読み替える。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>V-3-8-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「信用協同組合」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) III-4-6において、<u>「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」と読み替える。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>
<p>V-4 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>労働金庫及び労働金庫連合会（以下「労働金庫等」という。）の監督に当たって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p>V-4-1 監督部局間における連携 (略)</p> <p>V-4-2 労働金庫台帳 (略)</p> <p>V-4-3 労働金庫の事務所関係 (略)</p>	<p>V-4 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>労働金庫及び労働金庫連合会（以下「労働金庫等」という。）の監督に当たって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p>V-4-1 監督部局間における連携 (略)</p> <p>V-4-2 労働金庫台帳 (略)</p> <p>V-4-3 労働金庫の事務所関係 (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V-4-4 財務報告における内部統制 (略)</p> <p>V-4-5 労働金庫等に求められる開示の種類 (略)</p> <p>V-4-6 監督指針の準用</p> <p>V-4-6-1 (略)</p> <p>V-4-6-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) Ⅲ-4-6において、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件</u>」とあるのは「<u>労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件</u>」と読み替える。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>V-4-4 財務報告における内部統制 (略)</p> <p>V-4-5 労働金庫等に求められる開示の種類 (略)</p> <p>V-4-6 監督指針の準用</p> <p>V-4-6-1 (略)</p> <p>V-4-6-2</p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えを行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) Ⅲ-4-6において、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」とあるのは「<u>労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」と読み替える。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>